

一関地区広域行政組合舞川清掃センター運営委員会設置要綱

平成29年10月10日

一関地区広域行政組合告示第40号

(設置)

第1 舞川清掃センター（以下「施設」という。）の周辺的生活環境保全その他必要な事項について施設周辺住民と協議するため、舞川清掃センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理運営に関し、意見を述べること。
- (2) 環境調査及び測定調査結果に関し、意見を述べること。
- (3) 施設の埋立て終了後の跡地利用に関し、意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関し、意見を述べること。

(組織)

第3 委員会の委員は、16人以内をもって組織し、施設の周辺自治会から推薦された者のうちから管理者が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4 委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。-
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議は、管理者が招集する。ただし、委員の3分の1以上からの要求があったときは、管理者はこれを招集しなければならない。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、一関清掃センターにおいて処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第3第2項本文の規定にかかわらず、2年以内とすることができる。